

# 化学物質の環境リスク初期評価（第20次取りまとめ）の 結果について

令和4年1月21日

大臣官房環境保健部

環境安全課 環境リスク評価室

# 化学物質の環境リスク初期評価（第20次取りまとめ）結果

## 1. 実施内容等

- 化学物質による環境汚染を通じた人の健康や生態系への好ましくない影響の発生の未然防止を目的に、相対的に環境リスクが大きいと想定される物質を抽出（スクリーニング）するための作業として、平成9年度から実施。第20次の取りまとめ結果を化学物質評価専門委員会における審議を経て昨年12月に公表。
- 具体的には、①人の健康に対するリスク（健康リスク）と ②生態系に対するリスク（生態リスク）の観点から、文献情報等を用い、有害性・曝露に関する評価を実施。
- 「■：詳細な評価を行う候補」とされた化学物質については、関係部局等に評価結果を提供の上、緊密に連携を図り、各主体における取組（詳細なリスク評価の実施等）への活用を要請。

## 2. 第20次取りまとめ結果（概要）

評価の観点	評価対象	評価結果	
		詳細な評価を行う候補	更なる関連情報の収集が必要
健康リスク	10物質 <sup>注1</sup>	1物質 (N-ニトロソジメチルアミン)	3物質
生態リスク	15物質 <sup>注1、注2</sup>	0物質	4物質

注1：環境リスク初期評価（健康リスクと生態リスクの双方）10物質、生態リスク初期評価のみ5物質の評価を実施。今次までの累計で、環境リスク初期評価306物質、生態リスク初期評価のみ99物質。

注2：メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネートについては、加水分解性が高いため、生態リスク初期評価は実施しなかった。

# 化学物質の環境リスク初期評価 第20次取りまとめ結果

評価の観点	評価対象	評価結果		
		詳細な評価を行う候補	更なる関連情報の収集が必要	現時点では更なる作業の必要性は低い
健康リスク	10物質	<b>【1物質】</b> <u>吸入曝露(一般環境大気)</u> ・N-ニトロソジメチルアミン  <u>経口曝露</u> ・N-ニトロソジメチルアミン	<b>【3物質】</b> <u>吸入曝露(一般環境大気)</u> ・N-ニトロソジエチルアミン ・メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート*  <u>経口曝露</u> ・N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド* ・N-ニトロソジエチルアミン	<b>【6物質】</b> ・クロロ酢酸エチル ・2,4-ジクロロアニリン ・トリフルオロ酢酸 ・4-(2-フェニルプロパン-2-イル)フェノール ・n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル ・モノフルオロ酢酸
生態リスク	15物質 <sup>注</sup>	<b>【0物質】</b>	<b>【4物質】</b> ・クロロ酢酸エチル* ・N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド* ・トリフルオロ酢酸 ・モノフルオロ酢酸*	<b>【10物質】</b> ・2,4-ジクロロアニリン ・N-ニトロソジエチルアミン ・N-ニトロソジメチルアミン ・4-(2-フェニルプロパン-2-イル)フェノール ・n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル ・ジフルオロ酢酸 ・セルトラリン ・トリメプリーム ・パロキセチン ・フェニトイン

注:メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネートについては、加水分解性が高いため、生態リスク初期評価は実施しなかった。

\*既存の関連情報を総合的に勘案して判断し更なる関連情報の収集に努める必要があると判定した物質。すなわち、MOEや過剰発生率、PEC/PNEC比では「現時点では作業は必要ないと考えられる」又は「現時点ではリスクの判定ができない」となったが、既存データの解析及び専門的な見地から総合的に判断して、更なる関連情報の収集が必要と判定した物質。